

内 容 (テーマ)	東日本大震災避難者支援 水道料金・下水道使用料を減免
日時期)	
場 所	
市長出席の有無	有・無
特記事項	いなべ市では、東日本大震災等により被災され、いなべ市内に一時避難し、居住されている世帯(被災された方が同居されている世帯を含む)を対象に、次のとおり水道料金・下水道使用料の災害減免を行います。(6月13日) 対象者 (1)東日本大震災の災害救助法の適用地域からいなべ市に避難された方で、住宅等に入居された方。
	(2)上下水道使用者で避難生活を支援するために、東日本大震災の災害救助法の適用地域からいなべ市に避難された方をその世帯に受け入れた方。 内容
	【減免金額】 『対象者(1)』の方は、いなべ市内に避難してからの上下水道料金の全額を免除します。
	『対象者(2)』の方は、被災者を受け入れてから通常使用している使用量(過去1年 の平均使用水量)を超えた部分の額を免除します。
	【減免の期間】 水道を使用開始した日の属する使用月分から平成24年2・3月分まで。 (平成23年3月11日以降において、対象要件が発生した使用月分に遡り適用します。)
	減免申請の窓口 いなべ市役所北勢庁舎水道部水道総務課 いなべ市役所各庁舎総合窓口課
	申請方法 水道料金・下水道使用料減免申請書に必要事項を記入し、被災地に住んでいたことがわかる書類(り災証明書、運転免許証、健康保険証等、写しでも可)を添付してください。証明できる書類がない場合は、水道総務課へご相談ください。
担当課係名電話番号	水道総務課【北勢庁舎】 Tel:0594-72-3516
記者説明の 有 ・ 無	有(場所 日時)・ 無

